

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人岩手県社会福祉士会(以下「本会」という。)定款(以下、定款」という。)に基づき、本会理事会の運営及び議決手続き等に関する事項を定めることを目的とする。

(開催通知)

第2条 会長は、本会定款第31条の規定に基づき、少なくとも一週間前までに、書面をもって各理事及び各監事に開催通知を発行しなければならない。

2 第1項の書面は、EメールまたはFAXをもって通知の方法とすることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)(以下、「一般法人法」という。)第94条第2項の規定により、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(付議事項)

第3条 付議事項は、次のとおりとする。

(1)議案(議決事項)

(2)協議事項

(3)報告連絡事項

2 議案は、本会運営に係わる事項及び業務執行に係わる重要事項で、本会として意思決定を要する議決事項とする。

3 協議事項は、本会運営に係わる事項及び業務執行に係わる重要事項について、その対応方針や対応策等に関して協議し検討を加えるべき事項とする。

4 報告連絡事項は、第2項の意思決定事項の実施状況等の必要に応じ報告を受けるべき事項及び運営にとって重要な内外情勢等の把握しておくべき事項とする。

(付議事項の整理)

第4条 理事及び事務局は、理事会に付議したい事項ならびに資料を事務局長に事前に提出するものとする。

2 会長は、前項により整理された付議事項の案件について、理事会への付議につき確認し、決定する。

(出欠連絡)

第5条 理事及び監事は、理事会への出欠を事前に事務局長へ連絡しなければならない。

2 定款第31条第2項の規定に基づき、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序により各理事が会長を代行し開催することができる。

(陪席)

第6条 事務局は、理事会に陪席することができる。

2 理事のうち、ブロック選任理事が欠席する場合のみ当該理事が指定する代理人を陪席させることができる。ただし、代理人は、出席者数には含めない。

3 理事は、議案内容の説明にあたり、予め会長の承認を得て理事以外の説明者を陪席させることができる。

(理事会の決議の省略)

第7条 一般法人法第96条及び本会定款第33条第2項の規定により、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(改廃)

第8条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附則

1 この規程は、2020年10月10日から施行する。